

調査結果報告書

三田市行政監察員 弁護士 佐藤 祥徳 印

通報受理日	令和5年10月13日	
通報の形態	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> F A X	(時 分～ 時 分)
通報者	<input checked="" type="checkbox"/> 実名(※) <input type="checkbox"/> 匿名	所属部署
通報内容	<p>三田市では、現在、全庁的に朝礼及び終礼を実施しているところ、その実施時間は勤務時間外（概ね朝礼は始業時刻5分前から、終礼は終業時刻経過時から）である。また、上記朝礼及び終礼は職員の持ち回りで実施されていることが多く、その内容は業務報告やコンプライアンスの確認であることから、業務と密接に係るものである。</p> <p>しかし、上記朝礼及び終礼は、時間外勤務として承認されることはない。</p>	
調査経過	<p>令和5年10月13日 公益目的通報書をF A Xで受信 同年10月16日 公益目的通報受理報告書を提出 （この間、アンケート調査の実施についての検討・調整） 同年12月15日 電子アンケート（LOGOフォーム）でアンケートを発信 同年12月28日 アンケートの結果集計完了 （この間、アンケート結果について検討し、調査結果報告書を作成） 令和6年 2月13日 調査結果報告書を提出</p>	
調査結果	<p>1 行政監察員による調査</p> <p>(1) 調査方法について</p> <p>本件通報を受けて、行政監察員において、過去の同種事案も参照した上、改めて朝礼及び終礼の実施状況に関する全庁的なアンケートを行うこととした。</p> <p>具体的には、LOGOフォームを利用して、所属長（課長）に対し、「朝礼・終礼における実態調査（照会）」の表題で、以下のアンケート（以下「本件アンケート」という。）に対する回答を求めた。本件アンケートの対象を課長級職員としたのは、本件アンケート実施前の調査で、朝礼は複数の課が合同で行う場合があるのに対し、終礼は課ごとに行われることが多いということを探知したためである。</p> <p>なお、回答期間は令和5年12月15日から同月25日までに指定した。</p> <p>【アンケートの内容】</p> <p>Q1. 貴課では、いわゆる「朝礼」を実施していますか。</p>	

ア はい イ いいえ

Q 2. 朝礼はいつ実施していますか。

ア 始業時刻前 イ 始業時刻の前後にまたがって

ウ 始業時刻後 エ その他

Q 3. (Q 2 でエと回答した場合) 「その他」の具体的な内容を教えてください。

Q 4. 朝礼の実施時間はどれくらいですか。

Q 5. 朝礼ではどのようなことを行っていますか。

Q 6. 朝礼において、業務に関する命令又は指示が出されることはありますか。

ア ある イ ない ウ その他

Q 7. (Q 6 でウと回答した場合) 「その他」の具体的な内容を教えてください。

Q 8. 朝礼に参加するか否かは、各職員の判断に委ねられていますか。それとも、課として参加を求めていますか。

ア 職員の判断に委ねている イ 課として参加を求めている

ウ その他

Q 9. (Q 8 でウと回答した場合) 「その他」の具体的な内容を教えてください。

Q 10. 朝礼に参加しなかった場合、それが勤務評定に影響することはありますか。

ア ある イ ない ウ その他

Q 11. (Q 10 でウと回答した場合) 「その他」の具体的な内容を教えてください。

Q 12. 貴課では、いわゆる「終礼」を実施していますか。

ア はい イ いいえ

Q 13. 終礼はいつ実施していますか。

ア 終業時刻前 イ 終業時刻の前後にまたがって

ウ 終業時刻後 エ その他

Q 14. (Q 13 でエと回答した場合) 「その他」の具体的な内容を教えてください。

Q 15. 終礼の実施時間はどれくらいですか。

Q 16. 終礼ではどのようなことを行っていますか。

Q 17. 終礼において、業務に関する命令又は指示が出ることはありますか。

ア ある イ ない ウ その他

Q 18. (Q 17 でウと回答した場合) 「その他」の具体的な内容を教えてください。

Q 19. 終礼に参加するか否かは、各職員の判断に委ねられていますか。それとも、課として参加を求めていますか。

ア 各職員の判断に委ねている イ 課として参加を求めている
ウ その他

Q20. (Q19 でウと回答した場合) 「その他」の具体的な内容を教えてください。

Q21. 終礼に参加しなかった場合、それが勤務評定に影響することはありますか。

ア ある イ ない ウ その他

Q22. (Q21 でウと回答した場合) 「その他」の具体的な内容を教えてください。

(2) 調査結果について

ア 本件アンケートに対しては、76の所属(課)から回答を得た。
その詳細は以下のとおりである。

イ 朝礼の実施状況について

(7) 個別の回答を見ると、「朝礼を実施している」との回答は69件(全体の91%。以下では単に%で表記する。)あった【Q1】。朝礼の実施時間については、「始業時刻前」が58件(84%)、「始業時刻の前後にまたがって」が4件(6%)、「始業時刻後」が6件(9%)であった【Q2】。

また、朝礼での業務に関する命令又は指示の有無については、「ある」が41件(59%)、「ない」が20件(29%)であった【Q6】。

さらに、朝礼に参加する、しないの決定については、「職員の判断に委ねている」が28件(41%)、「課として参加を求めている」が26件(38%)であり、ほぼ同数の結果となった【Q8】。一方、朝礼不参加の勤務評定への影響については、「影響することはない」が59件(86%)で、「影響することがある」と回答した課はなかった【Q10】。

(i) 次に、自由記述式の質問に対する回答を見ていくことにする。

① 朝礼の実施時間については、最短で「1分」、最長で「10分」との回答があり、平均するとおよそ「4.4分」という結果となっている【Q4】。

② 朝礼でどのようなことをしているかについては、大半の課が、「当日のスケジュール確認」、「コンプライアンス唱和」、「業務連絡・情報共有・引継ぎ等」のいずれか又は全部であると回答している。また、8つの課が、「輪番」、「持ち回り」、「当番」等と称して、毎日職員が一人ずつスピーチを行うと回答している。【以上、Q5】

③ 朝礼に参加する、しないの決定に関して、「これまで無断で朝礼に参加していない職員はいなかったため、参加を求める必要はなかったが、もし参加していない職員がおれば、「なぜ参加しないのか」と問われる状況(雰囲気)にはある」、「参加は求めているが、参加が当たり前となっている」、「特に何も求めているが、もはや慣例となっている」、「参加

は職員の判断に委ねているが、朝礼は当番制度で実施しており、会計年度職員も含めて全員が順番で対応することとしている」、「特に参加について明確化していない。当然のような暗黙の流れ」との回答が見られた【Q9】。

- ④ 朝礼不参加の勤務評定への影響に関して、「朝礼に参加できないということは、遅刻に近い時間に出勤していると考えられるため、業務開始の準備ができていないと判断することもある」、「引き継ぎも兼ねており、基本的に出勤者全職員が参加となっていることから、参加しない事案がない」、「協調性といった評価に影響があるかもしれないと思う。現に、朝礼に参加しないことに対して協調圧力を感じて、みんな参加していると思う」、「参加できない理由による」との回答が見られた【Q11】。

ウ 終礼の実施状況

- (7) 終礼に関しては、「実施している」が24件(32%)、「実施していない」が52件(68%)であった【Q12】。終礼の実施時間については、「終業時刻前」が3件(13%)、「終業時刻の前後にまたがって」が3件(13%)、「終業時刻後」が17件(71%)であり、朝礼と同様、多くの課で勤務時間外に実施されていることがうかがわれる結果となった【Q13】。

また、終礼での業務に関する命令又は指示の有無については、「ある」が13件(54%)、「ない」が9件(38%)となっており、こちらも朝礼と大きな差異は見られなかった【Q17】。

そして、終礼に参加する、しないの決定については、「各職員の判断に委ねている」が7件(29%)、「課として参加を求めている」が13件(54%)であった【Q19】。一方、終礼不参加の勤務評定への影響については、「影響することはない」が22件(92%)で、「影響することがある」と回答した課はなかった【Q21】。

- (4) また、自由記述式の質問に対する回答は以下のとおりであった。

- ① 終礼の実施時間については、最短で「1分」、最長で「10分」との回答があり、平均するとおおよそ「3.2分」という結果となっている【Q15】。

- ② 終礼でどのようなことをしているかについては、「時間外勤務の有無の確認」がもっとも多く、「事務連絡・引継ぎ・翌日の業務の確認」、「当日の業務の進捗確認」がこれに続いている【Q16】。

また、終礼での業務に関する命令・指示に関して、「時間外勤務の調整(職員協力・縮減)、緊急時の対応確認」との回答があった【Q18】。前掲の【Q16】でも、これと同趣旨と思われる回答として「適切な退勤勧告」とするものがあった。

- ③ 終礼に参加する、しないの決定に関して、「時間外勤務の実施有無や進捗等の確認であるため、参加を求める・求めないの考え方がなじまない」、「参加は求めているが、参加が当たり前となっている」との回答が見

られた【Q20】。

- ④ 終礼不参加の勤務評定への影響に関して、「参加できない理由による」、「引き継ぎも兼ねており、基本的に出勤者全職員が参加となっていることから、参加しない事案がない」との回答が見られた【Q22】。

2 調査結果に基づく判断

(1) 判断基準

始業時刻前に行う朝礼及び終業時刻後に行う終礼への参加が実労働時間（時間外勤務）に当たるか否かは、使用者の明示もしくは黙示の指示によりそれらへの参加が義務付けられている（と評価できる）か否か、換言すれば、朝礼及び終礼の実施時間中、それらに参加した労働者が使用者の指揮命令下に置かれている（と評価できる）か否かによって決せられる。

そして、使用者によって朝礼及び終礼への参加が義務付けられているか否か、その間に参加者が使用者の指揮命令下に置かれているか否かは、①それらの具体的内容（業務との関連性）、②業務に関する命令又は指示の有無・内容、③参加の要否に関する実際の運用、④不参加が勤務評定に与える影響の有無・内容を総合的に考察して判断されるべきものである。

(2) 三田市各課の場合

ア 本件アンケートの回答によれば、朝礼又は終礼を実施している課の大半で、勤務時間外に又は勤務時間内と勤務時間外にまたがって実施されている。実施時間は、朝礼が平均4.4分、終礼が平均3.2分ということであるから、比較的短い時間ではあるが、仮にそれらへの参加が義務付けられ、職員が三田市の指揮命令下に置かれて拘束されている場合は、実労働時間として時間外勤務に当たることになる。

イ(7) この点、朝礼に関しては、それを実施している課の約6割で業務に関する命令又は指示が出されており、約4割で課として参加を求めているという実態がある。

また、実際の運用でも、「輪番」、「持ち回り」、「当番」等の形式で、毎日職員が一人ずつスピーチを行うという課が複数存在し、課の雰囲気としても、朝礼への参加が「当たり前となっている」、「もはや慣例となっている」、「当然のような暗黙の流れ」とか、「基本的に出勤者全職員が参加となっている」、「現に、朝礼に参加しないことに対して協調圧力を感じて、みんな参加していると思う」といった回答が寄せられている。

これらの事実ないし実情は、朝礼への参加が義務付けられているという評価に通じるものである。

- (4) 一方、朝礼の内容に目を向けると、ほとんどの場合、「当日のスケジュール確認」、「コンプライアンス唱和」及び「業務連絡・情報共有・引継ぎ等」であるという。これは、朝礼の実施時間（平均4.4分）とも整合するところである。

これらの作業は、広義には三田市職員の業務と関連するものであるが、

限られた時間の中で完結する、ごく定型的なものということができる。

そうすると、朝礼で出されているという業務上の命令・指示も、スケジュール確認、コンプライアンス唱和、引継ぎ等に関連してなされる簡易なものに留まると推認される。換言すれば、業務に関連する重要な命令・指示は、勤務時間中に、適切な場所ないし状況を選んで、相応の時間を割いて慎重に行われていると解される。

また、朝礼に参加しなかった場合に勤務評定に影響すると回答した課は一つも存在しないことから、課として朝礼への参加を求めている場合が少なからずあるとはいえ、それは強制力を伴わない、ある種の要望に留まるものと評価される。

以上を踏まえると、三田市各課において、朝礼への参加が義務付けられ、朝礼の実施時間中、職員が三田市の指揮命令下に置かれて拘束されているとまではいえない。

ウ(7) 次に、終礼について検討する。

終礼に関しても、それを実施している課の約5割超で業務に関する命令又は指示が出されており、同じく約5割超で課として参加を求めているという実態が浮かび上がっている。「参加が当たり前となっている」等の回答がある点も、朝礼と同様である。

(イ) これに対し、終礼で行われている作業は、主に「時間外勤務の有無の確認」、「事務連絡・引継ぎ・翌日の業務の確認」、「当日の業務の進捗確認」である。終礼は、朝礼以上に実施時間が短く（平均3.2分）、そこで出される命令・指示も、これらの作業に付随した簡易なものであると推定される。自由記述式の回答で挙がっていた「時間外勤務の調整（職員協力・縮減）」や「適切な退勤勧告」もその一例であると思われる。

そして、終礼に参加しなかった場合に勤務評定に影響すると回答した課は皆無であることから、課として終礼への参加を求めていることも、朝礼と同様、強制力を伴わない要望の範囲内に留まるものと評価できる。

よって、三田市各課において、終礼への参加が義務付けられ、終礼の実施時間中、職員が三田市の指揮命令下に置かれて拘束されているとまではいえない。

エ 以上のとおり、三田市各課で実施されている朝礼及び終礼は、いずれも三田市の指揮命令下（拘束下）にある実労働時間とは解されず、時間外勤務に当たらないと考えられる。

もっとも、朝礼、終礼ともに、相当数の課で、課として参加を求めており、実際、参加することが当然であるかのような雰囲気醸成されていることもあるようである。参加しないことの勤務評定への影響に関して、「朝礼に参加できないということは、遅刻に近い時間に出勤していると考えられるため、業務開始の準備ができていないと判断することもある」、「協調性といった評価に影響があるかもしれないと思う」、「参加できない理由による」といった

	<p>回答があることも同様である。これらは、所属長（課長）の個別の判断や朝礼・終礼の運用いかんによっては、それらに参加することが三田市の指揮命令に服した状態にあると評価される事例が生じる可能性もないとはいえない。</p> <p>そこで、朝礼及び終礼を時間外勤務とせずに実施するのであれば、それらへの参加が違法又は不当に義務付けられてはならない旨を全庁的に周知することも検討されたい。</p>
添付資料の内訳	
備 考	<p>通報者は、調査結果について、速やかに三田市ホームページで公表されることを望んでいることから、可能な限りで善処されたい。</p>

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。